

東京圏から若狭町へ移住・就職する方に

移住支援金を

支給します

(東京圏型)



移住支援金額

単身世帯

60

万円

2人以上
世帯

100

万円

18歳未満の方の同居の
子供世帯(一人につき)

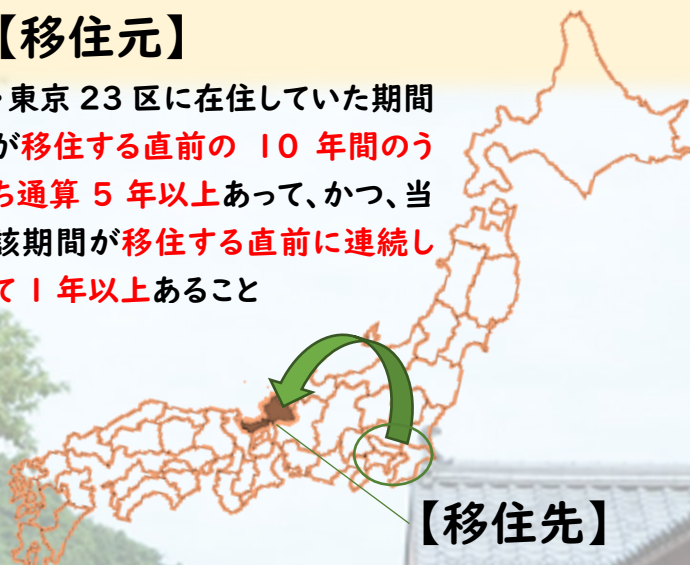
+ 100 万円

※申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象。

対象となる方

【移住元】

・東京23区に在住していた期間が移住する直前の10年間のうち通算5年以上あって、かつ、当該期間が移住する直前に連続して1年以上あること



【移住先】

- ・令和5年4月1日以降に転入したこと。
- ・移住支援金の申請日において、移住後3か月以上1年以内であること。
- ・移住支援金の申請日から5年以上継続して若狭町に居住する意思を有していること。

就職要件

① 就業する方

② 専門人材の方

③ テレワークの方

④ 起業する方

詳しい就職要件
や移住元等は
裏面に記載

就職要件

【就業する方】

- ・勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ・就業先が、**福井県就職マッチングサイト「291JOBS」**において**移住支援金の対象**として求人されている法人であること。
- ・就業先の求人への応募日が、福井県就職マッチングサイト「291JOBS」に当該求人が**移住支援金の対象として掲載された日以降の日**であること。
- ・3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務める対象企業への就業でないこと。
- ・勤務時間が**週 20 時間以上**の無期雇用契約に基づいて対象企業に就業し、かつ、移住支援金の申請日において当該対象企業に**連続して 3 か月以上在職**していること。
- ・移住支援金の申請日から 5 年以上継続して当該対象企業に勤務する意思を有していること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、**新規の雇用**であること。

【専門人材の方】

- ・内閣府地方創生推進室が実施する**プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業**を利用して**移住し、及び就業した者**について、次のいずれにも該当すること。
- ・勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ・**週 20 時間以上**の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。
- ・当該就業先において、移住支援金の**申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること**。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、**新規の雇用**であること。
- ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

【テレワークの方】

- ・企業等に所属する者が、所属先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、若狭町を生活の本拠として町内で引き続き業務を行い、かつ、内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていない者であること。

【起業する方】

- ・福井県が定める U・I ターン移住創業支援事業助成金交付要領に係る起業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の申請日において当該企業支援金の**交付決定日から 1 年以内**であること。

移住元

- ・東京 23 区に在住していた期間が**移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上**あって、かつ、当該期間が**移住する直前に連続して 1 年以上**あること
- ・**東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区に通勤**（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していた期間が、**移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上**あって、かつ、当該期間が**移住する直前に連続して 1 年以上**あること（ただし、移住する 3 月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）。

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元としての対象期間とすることができる。

※ 条件不利地域の市町村

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈島、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

2 人以上の世帯とは

- ・世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。
- ・世帯員が移住支援金の申請日において同一世帯に属していること。
- ・世帯員がいずれも **令和 5 年 4 月 1 日以降に移住**したこと。
- ・世帯員がいずれも申請日において移住後 3 月以上 1 年以内であること。
- ・世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

移住支援金の返還

次の要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額を返還していただきます。

【全額返還】

- ・虚偽の申請であること、居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- ・移住支援金の申請日から 3 年未満に若狭町から転出した場合
- ・就業を要件とする場合において、移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・起業を要件とする場合において、福井県が定める U・I ターン移住創業支援事業助成金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合

【半額返還】

- ・移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に若狭町から転出した場合

【お問合せ】

若狭町役場総合政策課
TEL：0770-45-9112

若狭町移住支援金の詳しい情報や申込書類の様式のダウンロードは若狭町 HP をご覧ください

若狭町移住支援金 東京圏型

検索

